

○財務省告示第二百六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十一年五月八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第八十二回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で二百四十一億五千五百九十万円	二百四十二億九千三百五十八万八千六百三十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十一年五月八日	額面金額百円につき百円五十七

十一  
十二

の経過  
払込  
利率

年〇・九パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{49}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十一年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{2} \times 1$$

第十四 第二期以後の利子以

償還期限

償還金額

元利支

払込期日

平成二十一年五月八日

日本銀行

額面金額

平成二十六年三月二十日

利息を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払期におい

毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利息を支払う。